

# 砥部町 道路反射鏡（カーブミラー） 設置基準

## 第1条 目的

この基準は、砥部町が行う道路反射鏡の設置に関する必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図ることで交通安全に資することを目的とする。

## 第2条 定義

この基準における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 道路反射鏡とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に定められている『他の車両又は歩行者を確認するための鏡』をいう。
- (2) 道路とは、砥部町が管理する道路をいう。
- (3) 主道路とは、道路の交差点部分において一時停止すべきことが指定されていない道路又は優先道路（道路交通法第36条2項に規定する優先道路）をいう。
- (4) 従道路とは、道路の交差点部分において一時停止すべきことが指定されている道路又は優先道路でない道路をいう。
- (5) 自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車以外のものをいう。
- (6) 対象道路とは、主に道路反射鏡を利用する自動車が通行する道路をいう。

## 第3条 設置の意義

自治会からの要望を受けて、道路を通行する自動車の視距又は道路の交差点部分において見通距離が不足している場所にこれを補完し、交通事故の防止に資するための道路反射鏡を設置する。

## 第4条 設置位置

- 1項 道路反射鏡を設置する位置は、原則として道路区域内とする。この場合において、その設置する道路反射鏡（支柱を含む）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第12条に定める建築限界を超えてはならない。
- 2項 道路反射鏡を設置する位置が、立地条件等により前項の規定によることが難しい場合は、道路区域外の土地（無償で使用することができるものに限る）とすることができる。

## 第5条 設置条件

道路反射鏡の設置は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 自治会から、道路反射鏡設置要望書（様式第1号）が提出されていること。
- (2) 第4条第2項の場合にあつては、道路反射鏡を設置することについての道路反射鏡設置承諾書（様式第2号）又は同意したことを証する書類により、当該道路反射鏡を設置しようとする土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者」という）の同意が得られていること。
- (3) 道路反射鏡を電柱その他の物件（第7条において「物件」という。）に添架する場合にあつては、道路反射鏡を設置することについて道路反射鏡設置承諾書（様式第2号）又は同意したことを証する書類により、当該物件の所有者又は管理者（以下「物件所有者等」という）の同意が得られていること。
- (4) 交差点においては、信号が設置されていないこと。
- (5) 対象道路が現に不特定多数の者の通行の用に供されていること。
- (6) 道路反射鏡を設置することにより、第三者に損害を与える恐れが無いこと。
- (7) 道路反射鏡を設置することによる事故の防止効果が有ると認められること。

## 第6条 構造諸元

道路反射鏡の鏡面の大きさは、80センチメートルを標準とする。

## 第7条 撤去又は移設

道路反射鏡を撤去又は移設する必要がある場合は、速やかに当該道路反射鏡を撤去又は移設しなければならない。

## 附 則

### 1. 施行期日

この基準は令和8年4月1日から施行する。